

# 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」をめぐる情勢について

第1 食の安全・安心条例について	1
第2 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）について	2
第3 国内における遺伝子組換え作物の栽培について	3
参考1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）について	4
参考2 食の安全・安心等に関する主な出来事について	5

2022年4月

農政部食の安全推進局食品政策課

# 第1 食の安全・安心条例について

## (条例制定の経過)

- BSEの発生や食品表示の偽装などにより、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った食の安全・安心の確保が重要な課題。
- 食の安全・安心の確保に関する施策について、基本理念、関係者の責務等の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品づくりをめざすため、平成17年(2005年)3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定し、同年4月に施行。

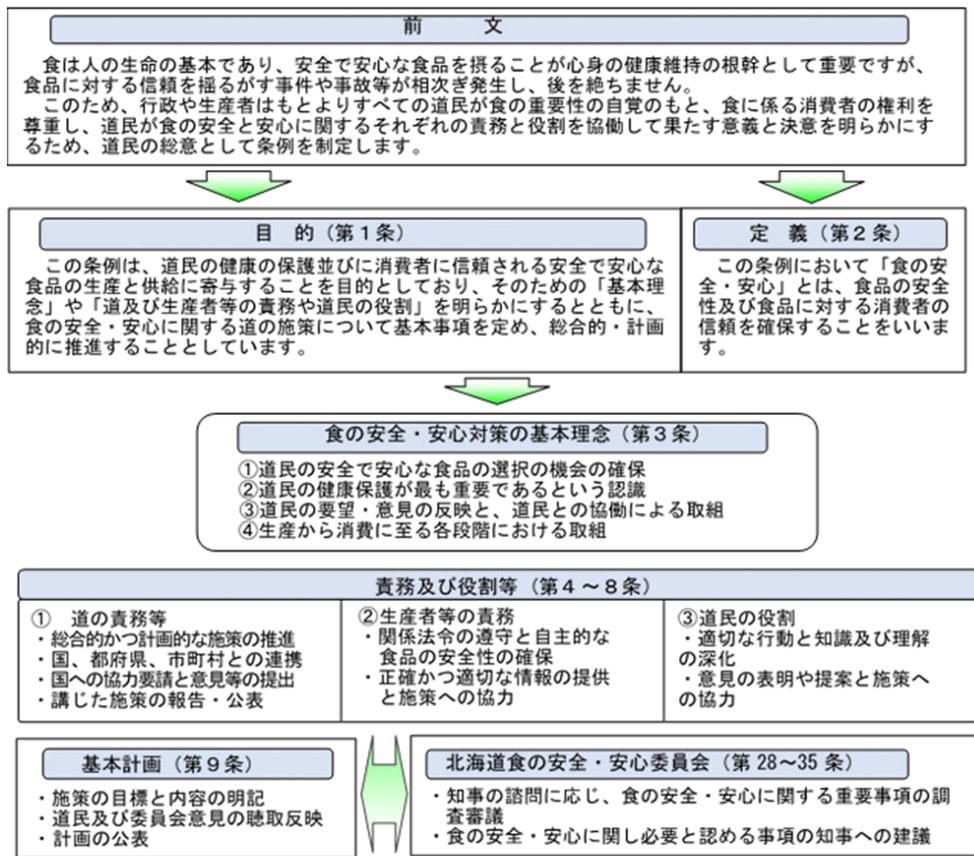
## (条例のポイント)

- ① 我が国最大の食料生産地域として、消費者重視の視点に立ち、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいること
- ② 道産食品をはじめ輸入食品など食品全般を対象としていること
- ③ 食のリスクコミュニケーションの推進を盛り込んでいること
- ④ 食育を国に先駆けて積極的に推進する姿勢を打ち出し、具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑤ 全国で初めて遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の防止に関する措置を盛り込んでいること
- ⑥ 安全・安心な食の生産環境を保全する具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑦ 道民からの申出制度や食の危機管理体制の確立を盛り込んでいること

## (北海道食の安全・安心委員会)

- 条例に基づく知事の附属機関として「北海道食の安全・安心委員会」設置し、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議を実施。
- 専門部会として、遺伝子組換え作物の開放系（屋外やビニールハウスなど）での栽培について、科学的見地からの交雑混入防止措置に関して調査審議するため、「遺伝子組換え交雑等防止部会」を設置。

## ■ 北海道食の安全・安心条例の概要



# 第2 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）について

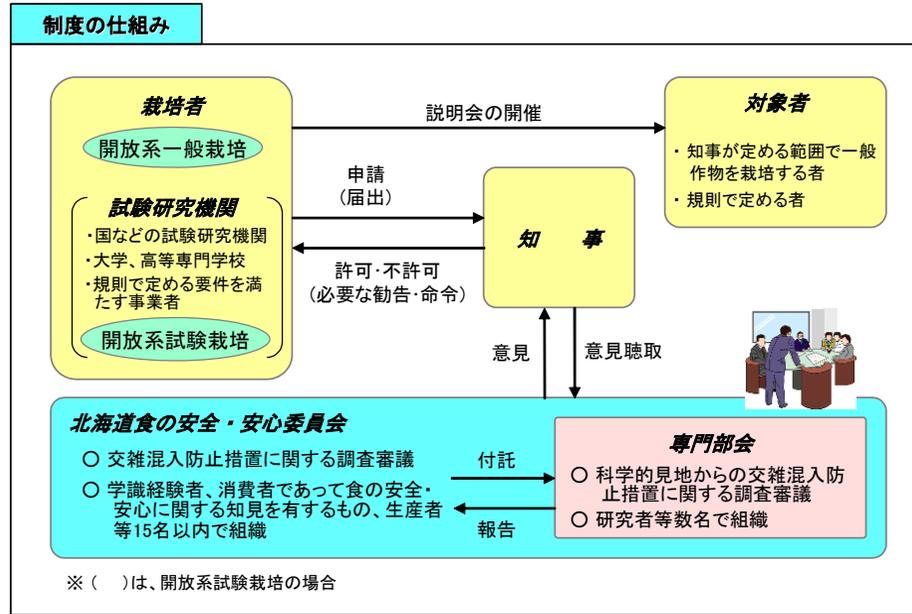
## （条例制定の経緯）

- 農家や試験研究機関による遺伝子組換え作物の開放系での栽培などを契機として、消費者団体や生産者を中心に栽培中止を求める声が高まり、道議会が遺伝子組換え作物の非承認を求める意見書を採択（平成15年(2003年)第4回定例会本会議）。
- 道は、道内における遺伝子組換え作物の開放系での栽培について、栽培中止を求めることなどを内容とするガイドラインを平成16年(2004年)3月に策定・公表。
- 遺伝子組換え作物の開放系（一般の屋外ほ場など）での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（GM条例）を平成17年(2005年)3月に制定し、平成18年(2006年)1月に施行。

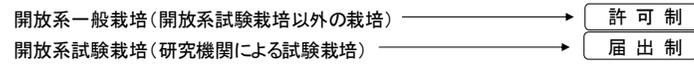
## （条例のポイント）

- 条例は、カルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物を対象として、農家などによる一般栽培については知事の許可制、試験研究機関による試験栽培については届出制としている。知事は、食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、一般栽培にあっては許可・不許可の判断、試験栽培にあっては必要な勧告や命令を実施。
- 栽培しようとする者には、事前に周辺の生産者などに対する説明会の開催を義務付けるほか、栽培に当たり、交雑混入防止措置やモニタリング調査の実施などを義務付け。
- さらに、条例の実効性を確保するため、立入検査権限や無許可で栽培した場合などの罰則を規定。
- 食の安全・安心委員会に設置した専門部会において国内外の基準や交雑確認データなどの検討を行い、平成17年(2005年)9月、交雑防止措置基準を策定。

## ■ 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要



- 【目的】**
- 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止
  - GM作物の開発等に係る産業活動と、一般作物による農業生産活動との調整
  - 道民の健康の保護及び本道産業の振興



## （制定後の対応）

- 平成20、23、26、令和元年度(2008、2011、2014、2019年度)にGM条例の施行状況の点検・検証を実施。いずれも、道民意識調査や道民からの意見等を踏まえてGM条例の見直しを行わないこととした。
- 令和元年度(2019年度)の検証時には、条例が規制の対象とする遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であること、このためゲノム編集技術のうち「標的変異(SDN-1)」については条例の対象外であることを確認した。
- なお、GM条例に基づく知事への承認申請はこれまで一度もない(令和4年3月末時点)。

### 第3 国内における遺伝子組換え作物の栽培について

■ カルタヘナ法に基づく第一種使用等が承認された遺伝子組換え作物（令和4年3月22日時点）

作物名	第一種使用等の主な内容						直近の承認日
	一般的な使用					隔離 ほ場 試験 のみ	
	うち栽培可						
	うち食用	うち飼料用	うち観賞用				
アルファルファ	5	5	5	5	0	0	2016年2月26日
カーネーション	8	8	0	0	8	1	2016年1月26日
セイヨウナタネ	17	15	15	15	0	4	2021年8月5日
ダイズ	30	23	23	23	0	3	2020年10月9日
テンサイ	1	1	1	1	0	0	2007年4月24日
トウモロコシ	92	90	90	90	0	15	2022年3月22日
パパイヤ	1	1	1	0	0	0	2011年12月1日
バラ	2	2	0	0	2	0	2008年1月31日
ファレノプシス (コチョウラン)	1	1	0	0	1	0	2021年3月3日
ワタ	38	0	0	0	0	2	2021年8月5日
その他 (イネ、カラシナ、シクラメン、トマト、ベントクラス)	0	0	0	0	0	26	-
計	195	146	135	134	11	51	

# 参考 1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）について

## （遺伝子組換え（GM：Genetically Modified））

- ある生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、ほかの植物等に組み込むこと

## （遺伝子組換え作物の種類）

- 生産の省力化やコストダウンを目的  
～ 病害虫抵抗性、除草剤耐性のダイズ、トウモロコシ、ワタ など
- 不良環境条件への耐性を目的  
～ 耐塩性イネや耐乾燥性トウモロコシ など
- 健康維持・増進などを目的  
～ 高オレイン酸ダイズやゴールデンライス（βカロテンを含むコメ）、スギ花粉症治療イネ など

## （我が国における遺伝子組換え生物に係る法律）

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）が平成15年（2003年）6月に公布。

## （我が国における遺伝子組換え作物に係る安全性評価）

- 遺伝子組換え農作物に関しては、
  - ① 食品としての安全性は「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
  - ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
  - ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、すべてについて問題のないものが、輸入、流通、栽培される仕組みとなっている。

## ■ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の概要

### 制定の経緯

- ・ 生物多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出等の際の国際的な枠組みを定める「生物多様性条約カルタヘナ議定書」が平成12年に採択。
- ・ 議定書の目的を的確かつ円滑な実施を確保するため、平成15年にカルタヘナ法を制定。

### 目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書等の目的を的確かつ円滑な実施を確保。

### 対象となる遺伝子組換え生物等

- 次の技術の利用により得られた核酸またはその複製物を有する生物
- ・ 細胞外において核酸を加工する技術
  - ・ 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術

### 遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

#### 遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第一種使用等」＝  
環境中への拡散を防止しないで行う使用等

- ・ 遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者・輸入者等）等は事前に使用規定を定め、生物多様性影響評価書を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第二種使用等」＝  
環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

- ・ 施設の態様等、拡散防止措置が定められている場合は、当該措置をとる義務。
- ・ 定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

## 参考2 食の安全・安心等に関する主な出来事について

### ■ 食の安全・安心等に関する主な出来事

時 期	内 容	時 期	内 容
平成8年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生		高級料亭における食べ残し料理の使い回しの発覚
平成11年	ダイオキシン含有騒動（風評被害による野菜販売への影響）	平成20年	事故米穀の不正規流通問題の発覚
	茨城県東海村の核燃料施設臨界事故による地場農産物の販売への影響		中国からの輸入加工食品原料の一部にメラミン混入が判明
平成12年	国内で口蹄疫の発生	平成22年	宮城県において口蹄疫が発生
	大手乳業会社の低脂肪乳等による大規模集団食中毒の発生 食品の異物混入等（食品会社は大規模な自主回収の実施）		国内で高病原性鳥インフルエンザの多発
平成13年	国内で初めてBSEが発生、BSE全頭検査の開始	平成23年	道内の学校給食において大規模食中毒が発生
平成14年	食肉等の不正表示事件が発覚		生食用食肉による腸管出血性大腸菌O111等の食中毒の発生
	指定外添加物の使用問題の発生	東電福島第1原発事故に伴う放射性物質の拡散による食品等への影響	
	残留農薬基準値を超過した輸入冷凍野菜の回収続発	平成24年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生
	無登録農薬の使用問題発生	平成25年	道外の食品工場で製造された冷凍食品から高濃度の農薬(マラチオン)の検出
平成15年	食品安全基本法が施行、食品安全委員会の設置	平成26年	九州地方を中心に高病原性鳥インフルエンザの発生
	卵の賞味期限不正表示事件の発生	平成27年	国内・道内の農場において豚流行性下痢（PED）の発生確認
	米国でBSEが発生	平成28年	産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通
平成16年	国内外で高病原性鳥インフルエンザの発生（アジアを中心に被害拡大）	平成30年	北海道で初の家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生
	輸入野菜の産地偽装表示事件の多発	平成31年	国内では26年ぶりに豚熱（CSF）が発生
平成17年	北海道食の安全・安心条例及び北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を制定	令和元年	環境省が「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」を発出
平成18年	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入		ゲノム編集技術を利用して得られた生物等の扱いについて、農林水産省、厚生労働省、消費者庁がそれぞれの分野における手続きや取扱いを整理、公表
平成19年	食肉業者による常習的な食肉偽装表示事件の発生	令和2年	ゲノム編集技術を利用して得られた「GABA高蓄積トマト」の届出
	菓子の賞味期限表示の不正延長事件の発生	令和3年	ゲノム編集技術を利用して得られた「可食部増量マダイ」「高成長トラフグ」の届出
	期限切れ菓子の再包装及び期限の変更事件の発生		
	中国からの輸入冷凍ギョウザの農薬混入事件の発生		